

〔平14.9.27〕
〔基礎小18-4〕

資 料

（個人住民税関係）

目 次

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
・ 家族に関する控除の現状（個人住民税）	2
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）	3
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の推移（イメージ）（個人住民税）	4
・ 課税最低限の推移（個人住民税）	6
・ 個人住民税の人的控除額の推移	7
・ 扶養控除の概要（個人住民税）	8
・ 扶養控除の主な沿革（個人住民税）	9
・ 個人住民税の各人的控除（扶養控除については対象区分別）の減収見込額（平成13年度課税ベース）	10
・ 寡婦（寡夫）控除（個人住民税）	11
・ 勤労学生控除（個人住民税）	12
・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	13

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(3) 個人住民税のあり方

① 基本的考え方

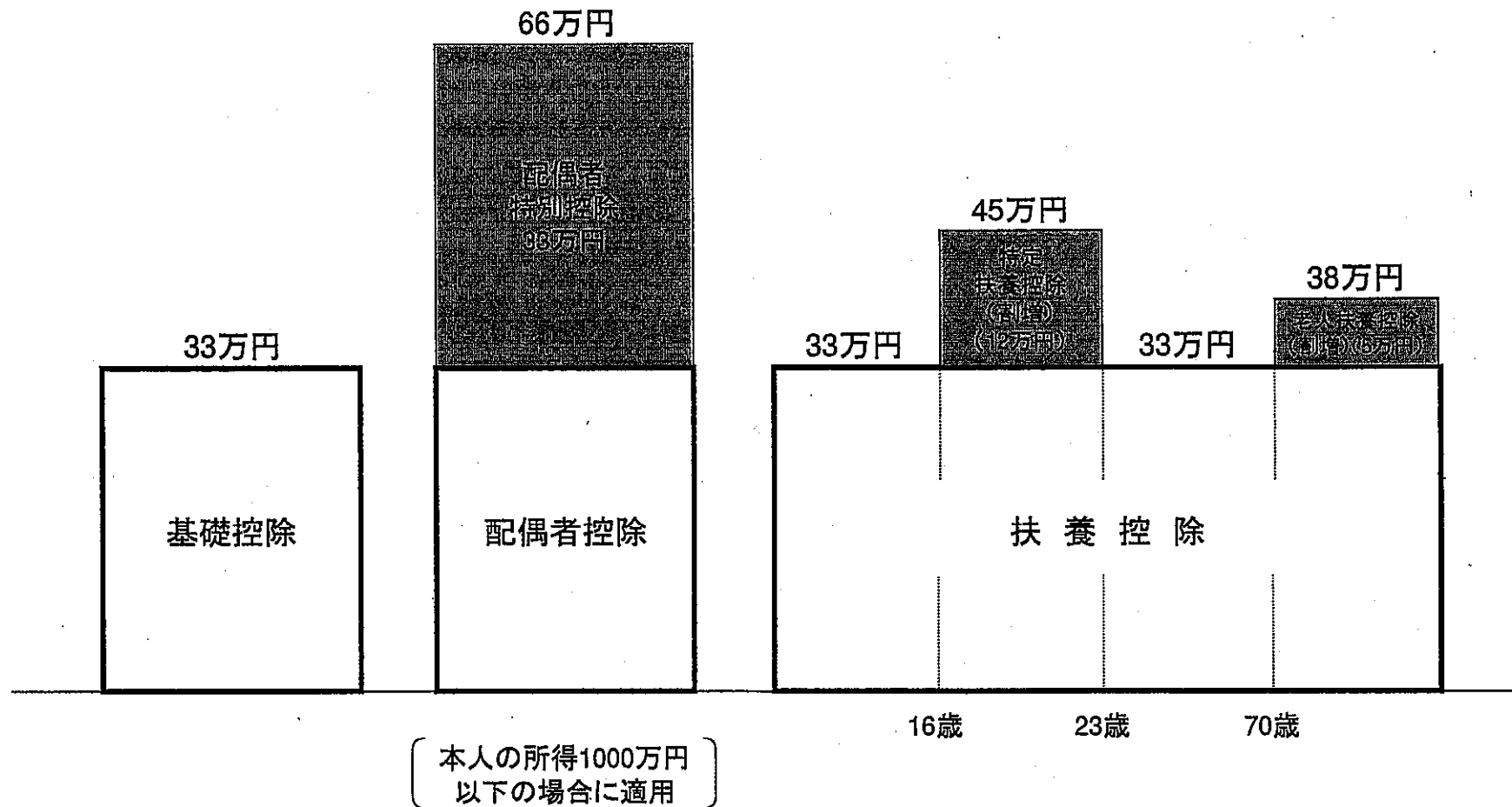
個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 所得割

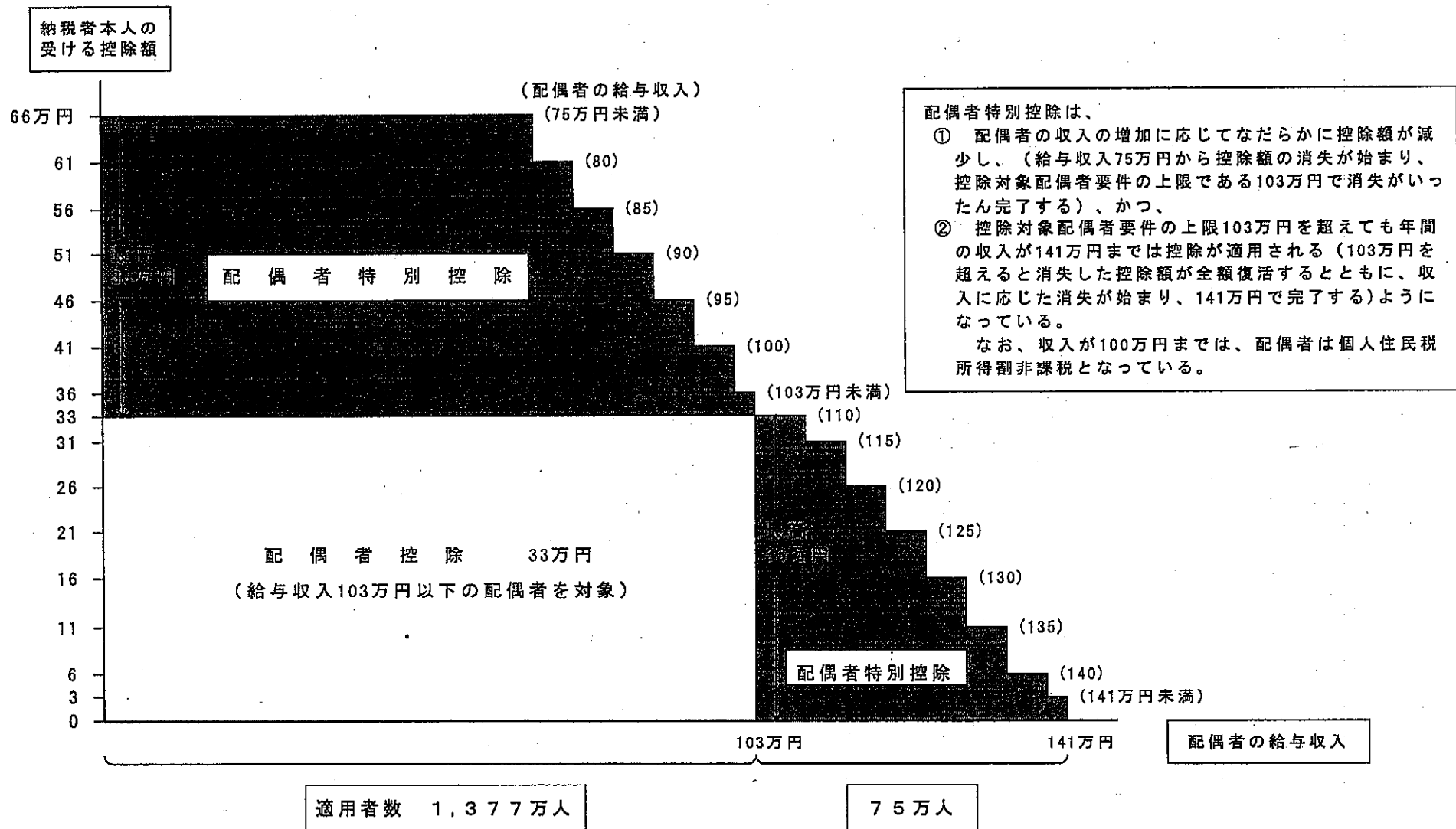
所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

家族に関する控除の現状(個人住民税)

配偶者、扶養親族の有無に応じ、本人の所得の計算上、控除がなされる仕組み



配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）



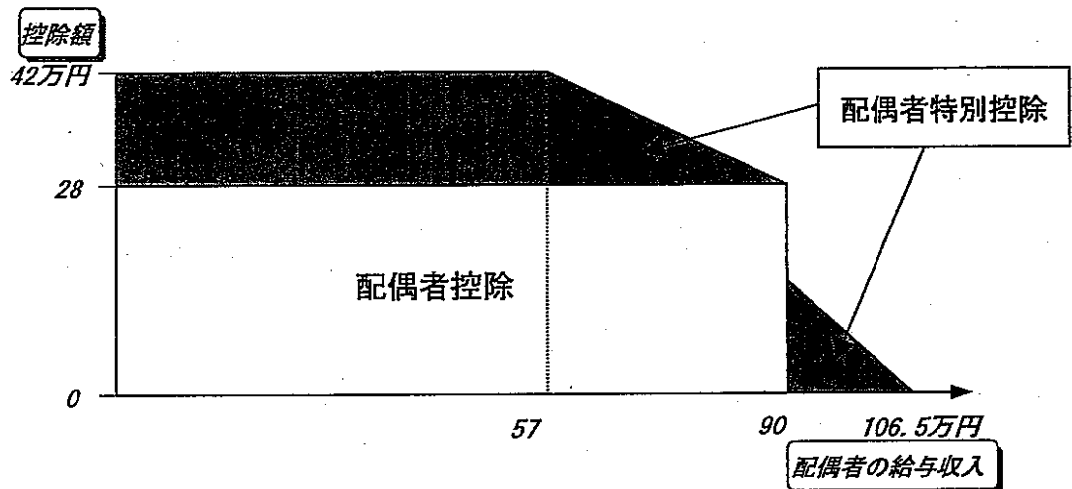
（備考）適用者数は、「平成13年度市町村税課税状況等の調」によるすべての納税義務者に係る数値である。

配偶者控除・配偶者特別控除の推移（イメージ） （個人住民税）

<昭和63年度～>

配偶者特別控除創設
（最高14万円）

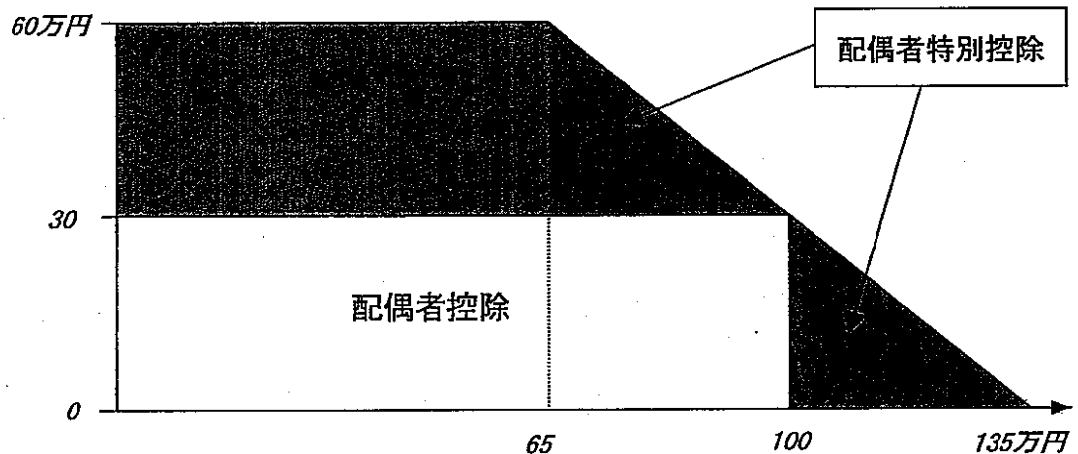
<本人の所得要件>
800万円以下



<平成2年度>

配偶者控除引上げ
（28万円→30万円）
配偶者特別控除引上げ
（最高14万円→最高30万円）

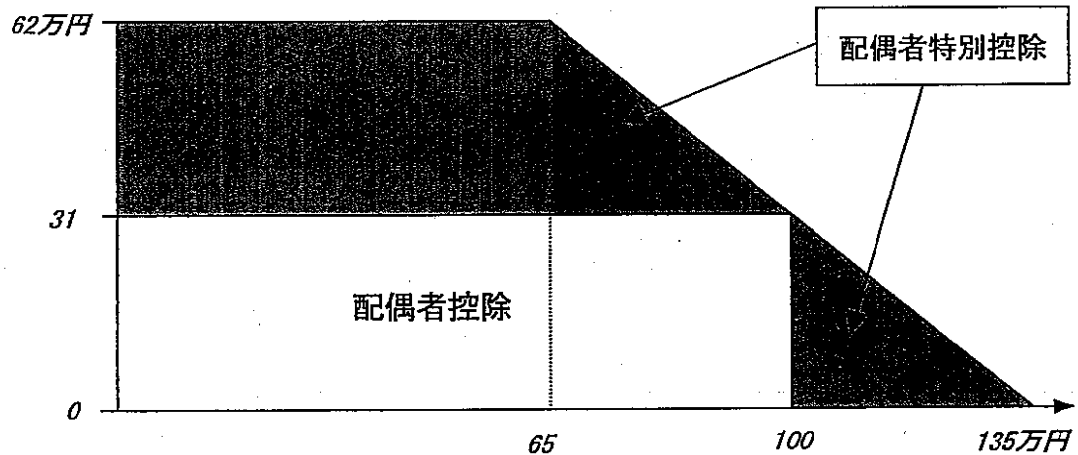
<本人の所得要件>
800万円以下→1,000万円以下



<平成3年度～>

配偶者控除引上げ
（30万円→31万円）
配偶者特別控除引上げ
（最高30万円→最高31万円）

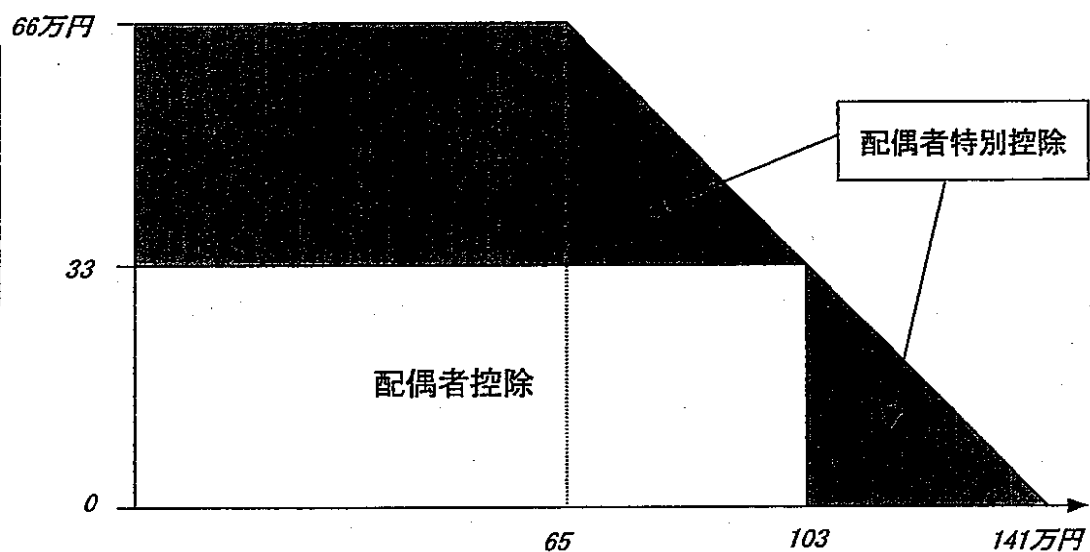
<本人の所得要件>
1,000万円以下



<平成7年度～現行>

配偶者控除引上げ
(31万円→33万円)
配偶者特別控除引上げ
(最高31万円→最高33万円)

<本人の所得要件>
1,000万円以下



課税最低限の推移(個人住民税)

	昭和51年度	昭和62年度		現 行	
	万円	万円	昭和51年度を 100とした場合	万円	昭和51年度を 100とした場合
夫婦子3人の給与所得者	160.0	232.5	145	377.1	236
夫婦子2人の給与所得者	130.9	191.2	146	325.0	248
夫婦子1人の給与所得者	110.5	147.1	133	250.0	226
夫婦のみの給与所得者	92.6	117.2	127	195.0	211
独身の給与所得者	72.6	89.2	123	108.8	150

(注) 現行の夫婦子3人の給与所得者の場合、子のうち1人を特定扶養親族に該当するものとしている。
 現行の夫婦子2人の給与所得者の場合、子のうち1人を特定扶養親族に該当するものとしている。

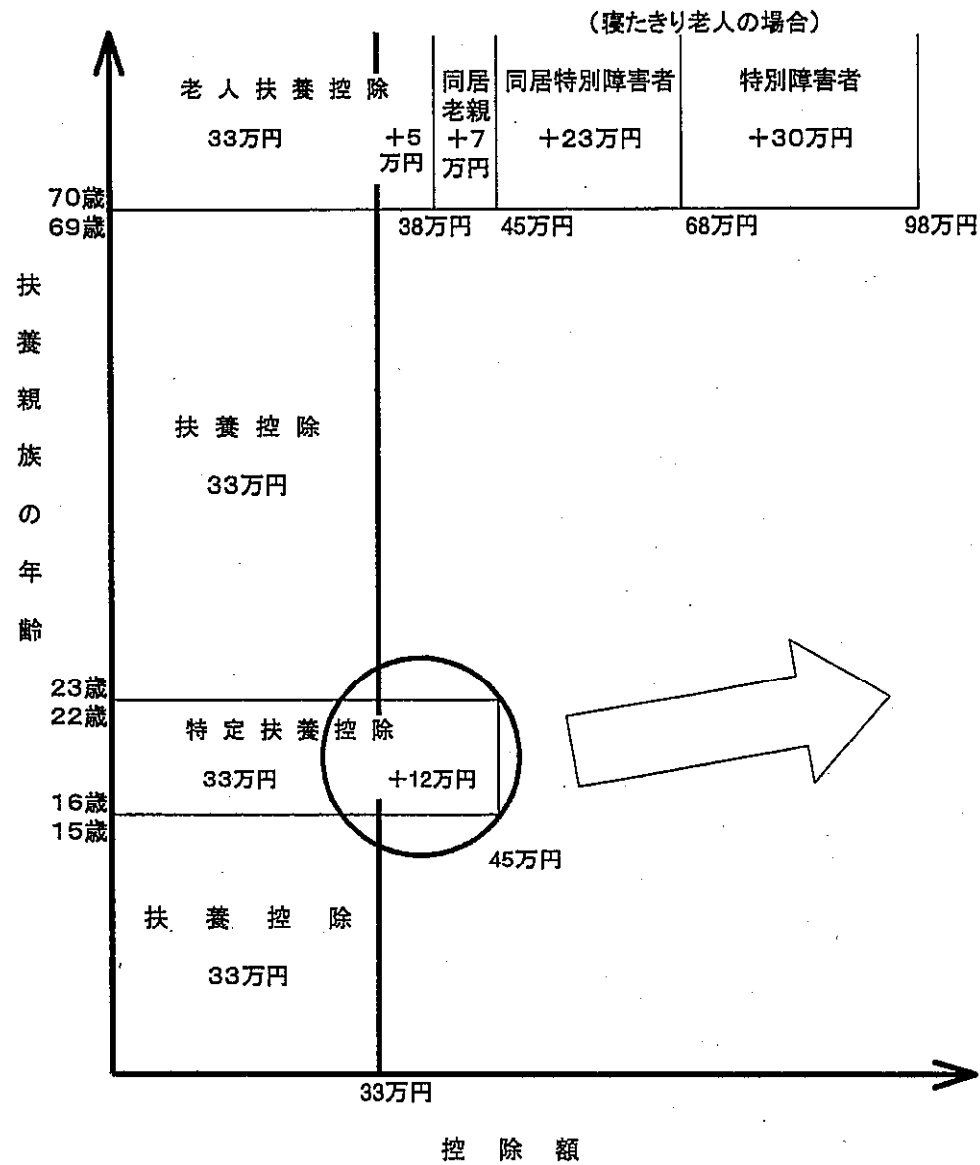
個人住民税の人的控除額の推移

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老 人 配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	老人扶養控除		同居特別障害者 扶養(配偶者) 控 除	障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡夫控除	勤労学生 控 除
							一 般	同 居		一 般	特 別		一 般	特 別		
昭 和 年 度	(37年度創設)	(41年度創設)	(56年度創設)	(63年度創設)	(37年度創設)	(2年度創設)	(48年度創設)	(55年度創設)	(58年度創設)	(37年度創設)	(43年度創設)	(37年度創設)	(37年度創設)	(2年度創設)	(57年度創設)	(37年度創設)
41	10万円	8万円			4万円			1千円		1千円		1千円	1千円			1千円
42	"	"			"			"		"		"	"			"
43	11	9			5			6万円		6万円	8万円	6万円	6万円			6万円
44	12	10			6			7		7	9	7	7			7
45	13	11			8			8		8	10	8	8			8
46	14	13			10					9	11	9	9			9
47	15	14			11		(創設)			10	12	10	10			10
48	16	15			12		14万円			12	14	12	12			12
49	18	18			14		16			13	16	13	13			13
50	19	19			17		19			16	19	16	16			16
51	"	"			"		"			"	"	"	"			"
52	20	20			19		20			18	20	18	18			18
53	"	"			"		"			"	"	"	"			"
54	21	21			20		21	(創設)		19	21	19	19			19
55	22	22	(創設)		22		23	26万円		21	23	21	21			21
56	"	"	23万円		"		"	"		"	"	"	"		(創設)	"
57	"	"	"		"		"	"	(創設)	"	"	"	"		21万円	"
58	"	"	"		"		"	"	25万円	"	"	"	"		"	"
59	26	26	27		26		27	31	30	24	26	24	24		24	24
60	"	"	"		"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
61	"	"	"		"		"	"	34	"	"	"	"		"	"
62	"	"	"	(創設)	"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
63	28	28	29	14万円	28		29	33	36	"	"	"	"		"	"
平成元	"	"	"	"	"	(創設)	"	"	"	"	"	48	"	(創設)	"	"
2	30	30	35	30	30	35万円	35	42	51	26	28	"	26	30万円	26	26
3	31	31	36	31	31	36	36	43	52	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	39	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	33	33	38	33	33	41	38	45	54	"	"	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	43	"	"	56	"	30	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"	45	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

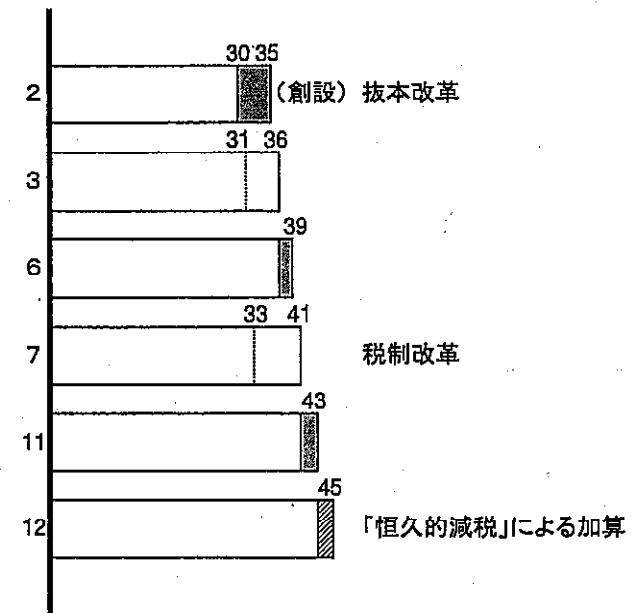
(備考) 1. 昭和59年度の配偶者・扶養控除額は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用(7千円加算)後の額である。

2. 平成12年度以降の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)適用(2万円加算)後の額である。

扶養控除の概要(個人住民税)



特定扶養控除の沿革



扶養控除の主な沿革（個人住民税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	老人扶養控除額	
			一 般	同居老親等
	(昭和37年度創設)		(昭和48年度創設)	(昭和55年度創設)
昭和59年度	260,000円		270,000円	310,000円
63	280,000円	(平成2年度創設)	290,000円	330,000円
平成2	300,000円	350,000円	350,000円	420,000円
3	310,000円	360,000円	360,000円	430,000円
6	〃	390,000円	〃	〃
7	330,000円	410,000円	380,000円	450,000円
11	〃	430,000円	〃	〃
12～	〃	450,000円	〃	〃

(参考) 税制改革についての中間答申(抄) [昭和63年4月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(2) 個人住民税

① 基礎的な人的控除としては、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除(現行各28万円)のほか、配偶者特別控除(現行14万円)があり、これらは課税最低限を構成する要素となっている。

昨年9月の税制改正において、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の各2万円の引上げとともに、配偶者特別控除が創設されたところである。しかしながら、個人住民税においても、税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の個人住民税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

② 具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

(中略)

ハ 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

個人住民税の各人的控除(扶養控除については対象区分別)の減収見込額(平成13年度課税ベース)

区 分	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶 養 控 除			
					一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等
平年度 減収額	1.1兆円 程度	0.3兆円 程度	0.3兆円 程度	0.7兆円 程度	0.4兆円 程度	0.2兆円 程度	0.1兆円 程度

寡婦（寡夫）控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	26万円
② 特別加算の場合	30万円 (4万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年間所得が 500万円以下で あること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年間所得が 500万円以下 であること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年間所得が 500万円以下 であること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡夫控除
	通常の場合	特例加算の場合	
昭和37年度	(昭和37年度創設) 税額控除 1,000円		
昭和43年度	所得控除 6万円		
昭和44年度	〃 7万円		
昭和45年度	〃 8万円		
昭和46年度	〃 9万円		
昭和47年度	〃 10万円		
昭和48年度	〃 12万円		
昭和49年度	〃 13万円		
昭和50年度	〃 16万円		
昭和52年度	〃 18万円		
昭和54年度	〃 19万円		
昭和55年度	〃 21万円		(昭和57年度創設) 所得控除 21万円
昭和57年度	〃 21万円		〃
昭和59年度	〃 24万円	(平成2年度創設)	〃 24万円
平成2年度	〃 26万円	所得控除 30万円	〃 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

勤労学生控除（個人住民税）

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、26万円を「勤労学生控除」として所得控除できる。

（注）勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等課程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上（夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上）
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間（普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間）が2年以上
- ・ 1年の授業時間数（普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数）が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

(3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区 分	勤労学生控除額	区 分	勤労学生控除額
	(昭和37年度創設)		
昭和37年度	税額控除 1,000円	昭和49年度	所得控除 13万円
昭和43年度	所得控除 6万円	昭和50年度	" 16万円
昭和44年度	" 7万円	昭和52年度	" 18万円
昭和45年度	" 8万円	昭和54年度	" 19万円
昭和46年度	" 9万円	昭和55年度	" 21万円
昭和47年度	" 10万円	昭和59年度	" 24万円
昭和48年度	" 12万円	平成2年度	" 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人 イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額及び所得割額の合算額 均等割額

・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要									
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）									
イ 均等割が非課税とされる者	① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 一定の基準 = $\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td></tr><tr><td>31.5万円</td><td>" 2 級地</td></tr><tr><td>28 万円</td><td>" 3 級地</td></tr></table> + <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td>24 万円</td></tr><tr><td>21.6万円</td></tr><tr><td>19.2万円</td></tr></table> （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。 ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	31.5万円	" 2 級地	28 万円	" 3 級地	24 万円	21.6万円	19.2万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地									
31.5万円	" 2 級地									
28 万円	" 3 級地									
24 万円										
21.6万円										
19.2万円										
ウ 所得割が非課税とされる者	総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）以下の者 総所得金額等の金額 ≤ 35万円 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\}$ × (+36万円)									